

電子ジャーナル一式の利用契約に係る一般競争入札に関する質問及び回答

1 案件名

電子ジャーナル一式の利用契約

2 公告日

2025年11月14日(金)

3 質問および回答

番号	質問	回答
1	公告に掲載されている契約書について、業務委託・役務契約の表題変更と、仲介の立場である旨への記載の変更が可能か。もしくは、契約書の内容をそのままに、特約条項のページを追加することは可能か。	契約者が希望をする場合には、契約書に別紙の特約条項を追加することを可能とします。

海外配信コンテンツに関する特約条項

(業務委託)

第1条 発注者は、契約物品のうち、海外の出版社等が提供するデジタルコンテンツ（電子ジャーナルを含む。）に該当するもの（以下「本件デジタルコンテンツ」という。）の利用に関しては、次の各号に定める業務（以下「本件業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託して、善良な管理者の注意をもって本件業務を履行する。

- ① 本件デジタルコンテンツを提供する各出版社又はデータベース制作者等（以下「本件出版社等」という。）と発注者とのライセンス契約（以下「ライセンス契約」という。）締結の支援
 - ② 本件デジタルコンテンツに関する利用登録及び利用開始手続の支援
 - ③ 本件デジタルコンテンツの利用に関する質問への回答
 - ④ 別紙に定めるライセンス料の預かり及び本件出版社等への送金代行
 - ⑤ 本件デジタルコンテンツの欠陥、アクセス不良、その他の障害に係わる発注者のクレームの本件出版社等への連絡
- 2 発注者及び受注者は、前項に定める本件業務の委託につき、売買契約に関する条件が準用されるが、売買契約とは性質の異なる契約であることを確認する。

(報告)

第2条 受注者は、発注者から要請があったときは隨時、本件業務の履行状況に関し発注者に報告するものとする。

(送金代行)

第3条 発注者は、契約書に定めるライセンス料を支払条件に従い、受注者の指定する銀行口座に振込みにより預けるものとする。

- 2 受注者は、前項に基づき発注者から預かったライセンス料を、遅滞なく本件出版社等に送金するものとする。
- 3 平成27年10月1日以後の国境を越えた役務の提供等に係る消費税の課税に関し、発注者は、第1項に定めるライセンス料に係る取引について、免税事業者である場合や経過措置の適用対象となる等の例外的な場合を除き、「リバースチャージ方式」により特定課税仕入れに対する消費税及び地方消費税の額を申告・納付するものとする。

(委託手数料の支払)

第4条 発注者は、契約書に定める委託手数料を支払条件に従い、受注者の指定する銀行口座に振込みにより支払うものとする。

以上